

## 社会福祉法人セイワ役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人セイワの役員等に対する報酬、費用弁償、旅費の額並びに支給の方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (役員等)

第2条 この規程で役員等とは、社会福祉法人セイワの理事長、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬及び費用弁償)

第3条 役員等に定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、報酬及び費用弁償を支給する。

2. 役員等の報酬は、別に定める。
3. 役員等が理事会、評議員会、監事監査並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、費用弁償する。費用弁償の額は、別に定める。費用弁償は、出席者少数のため会議が成立しない場合にも支給する。
4. 社会福祉法人セイワ給与規程の適用を受ける役員等については、この規程は適用しない。

### (旅 費)

第4条 役員等が出張したときは、旅費を支給する。

2. 旅費の額は、社会福祉法人セイワ旅費規程に準ずる。

### (委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

### 付 則

1. この規程は、平成13年10月1日から施行する。
2. 社会福祉法人セイワ役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程(平成3年4月1日)は、廃止する。
3. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人セイワ役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程  
に定める報酬及び費用弁償の額

第3条（報酬及び費用弁償）

第2項に定める役員等の報酬額

	月 額
理事長報酬	300,000円

第3項に定める費用弁償の額

	日 額
費用弁償の額	10,000円